

第9条 障害者週間

みんなに地域社会における共生(みんなと一緒にまちで暮らすこと)、差別の禁止(差別をなくすこと)、国際的協調(世界の人と協力しあうこと)という基本原則(大事な決まりごと)について伝え、障害のある人がすべての活動に参加できるようにするために、障害者週間を行います。障害者週間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。国と都道府県市町村は、障害のある人のために活動する団体などと協力しながら、障害者週間の行事をするよう、努力しなければなりません。

第10条 施策の基本方針(法律や制度の基本的な考え方)

障害のある人の自立と社会参加の支援のための法律や制度は、障害のある人の性別、年齢、どんな障害があるか、どんな暮らしをしているかによって、つぐられ、行われなければなりません。国と都道府県市町村は、障害のある人の自立と社会参加を支援する法律や制度をつくり、行うときは、障害のある人や、家族、支援する人たちなどの意見を大切にするように努力しなければなりません。

第11条 障害者基本計画等(障害のある人のための法律や制度の基本的な計画)

国は、障害のある人の自立と社会参加を支援する法律や制度を行うために、障害のある人のための法律や制度の基本的な計画(つぎからは「障害者基本計画」といいます)をつくらなければなりません。都道府県は、障害者基本計画に基づいて、それぞれの都道府県の障害のある人のことを考えて、基本的な計画(つぎからは「都道府県障害者計画」といいます)をつくらなければなりません。市町村は、障害者基本計画と都道府県障害者計画に基づいて、それぞれの市町村の障害のある人のことを考えて、基本的な計画(つぎからは「市町村障害者計画」といいます)をつくらなければなりません。内閣総理大臣は、関係する大臣と話し合いながら、障害者政策委員会(第32条)の意見を聞いて、障害者基本計画の案をつくり、すべての大臣に確かめて、決定(閣議決定)をしてもらわなければなりません。障害者基本計画を変える時も同じです。

